

学校法人駿台甲府学園 役員報酬規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人駿台甲府学園（以下、「法人」という。）寄附行為第 58 条の規定に基づき、役員の報酬および退任慰労金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における役員とは、学校法人駿台甲府学園寄附行為で定める理事および監事をいう。

2 理事のうち、理事職に専念する者を常勤理事とし、他の理事は非常勤理事とする。

（役員の報酬額）

第3条 常勤理事の報酬は月額100万円以内で、理事会の決議を経て決定する。

2 常勤理事で法人の教職員から選任された理事および非常勤理事の報酬は、月額10万円以内とし、理事会の決議を経て理事長が決定する。

3 監事の報酬は月額2万円とする。

（報酬の支給日と支給方法等）

第4条 月額報酬は毎月25日（支払日が休日又は土曜日にあたるときは、その前営業日）に本人名義の銀行口座への振り込みをすることで支払う。ただし、法令に基づく所得税、社会保険料等を控除した後の額を支払う。

2 月の途中で就任、あるいは退任した際は、日割計算にて支給する。

（退任慰労金）

第5条 役員において常勤理事が退任又は在任中死亡したときは、退任慰労金を支給する。

2 役員退任慰労金の算定は、退任時の月額報酬にそれぞれの役員在任年数を乗じて得た額の合計額とする。

3 在任年数は、就任の日から起算し、退任又は死亡の日までとする。この場合、在任年数に1年未満の端数があるときは月割とし、1ヶ月に満たないときはこれを1ヶ月に切り上げる。

4 法人の教職員から選任された常勤理事の退任慰労金算定期間は、教職員であった期間を除くこととする。

5 退任慰労金は理事会の決議を経て退職役員に直接支給する。

6 退任慰労金は法令に基づく源泉税等及び学園に対して負う債務の全額を控除する。

（公表）

第6条 本法人は、この規則をもって、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 63 条の 2 第 4 号の報酬等の支給の基準として公表する。

（定めのない事項）

第7条 この規則に定めのない事項については、理事会で協議し、評議員会の意見聴取を行ったうえで決定する。

（規程の改訂）

第8条 この規程は、評議員会の意見を聴取したうえで、理事会の決議により改訂することができる。

付則 この規定は、昭和55年4月1日より施行する。

平成 8年9月24日 一部改訂

平成18年4月 1日 一部改訂

平成20年4月 1日 一部改訂

平成21年9月 1日 一部改訂

平成22年7月23日 一部改訂

平成31年1月 1日 一部改訂

令和 7年4月 1日 一部改訂

令和 7年 6 月 1日 一部改訂